

## 家屋を取り壊したら家屋滅失届出書を提出してください

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋等の状況に基づいて課税されます。今年度中に家屋の全部または一部を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されませんので、お早めに「家屋滅失届出書」をご提出ください。

なお、滅失登記が済んでいる場合はこの届出の必要はありません。また、土地の利用状況に変更があった時は、町民税務課までご連絡ください。

「家屋滅失届出書」は役場町民税務課または歌津総合支所にあります。また、町のホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ 町民税務課資産税係 ☎46-1372

## ～平成27年中に家屋を新築された方へ～ 家屋調査のお知らせ

平成27年中に家屋を新築または増築された場合、翌年度から固定資産税の課税対象となり課税されます。

この税金は、家屋の固定資産税評価額に税率1.4%をかけて税額が決定されます。

評価額は、その家屋の屋根、外壁、内壁、柱など各部分別に使用されている建築資材の種類や、バス、トイレなどの設備に点数を付設して求めます。適正な評価額を計算するため、地方税法に基づき、町民税務課資産税係の職員が家屋全体の調査をさせていただいております。

調査の際には、通知により調査日程等をお知らせしますので、家屋調査へのご協力をお願いします。



問い合わせ 町民税務課資産税係 ☎46-1372

## 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料の控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には送付された証明書（または保険料を納めたことの確認が出来る書類等）を忘れずに添付してください。

また、平成27年10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤルに問い合わせください。

国民年金一般については下記に問い合わせください。

### 〈今月の年金相談会〉

- ◇日時 11月11日(水)  
午前10時から午後3時30分まで
- ◇場所 役場1階相談室  
年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115  
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373



マイナンバー

通知カードが届いたら…

## 個人番号カードの申請ができます

通知カードと一緒に『個人番号カード交付申請書』が送付されます。  
通知カードは12月までに送付される予定です。

### ◇申請方法

- ①通知カード下部の個人番号カード交付申請書を切り取ります。
  - ②申請書に記載されている氏名・住所を確認し、署名または記名押印します。
  - ③顔写真を貼付し、返信用封筒に入れ郵便ポストへ投函します。
- ※郵送での申請が面倒な方は、スマートフォンで顔写真を撮影し、オンラインでの申請をご利用ください。
- ※申請の詳細については通知カードと同封されている「個人番号カード交付申請のご案内」をご覧ください。
- ※「個人番号カード」を希望される方は申請してください。

### 個人番号カードでできること

- ・個人番号を証明する書類として利用できます。
- ・各種行政手続きのオンライン申請ができます。
- ・本人確認の際の公的な身分証明書として使えます。
- ・各種民間のオンライン取引に使えます。

問い合わせ マイナンバー制度について…  
コールセンター☎0570-20-0178  
通知カード・個人番号カードの送付について…  
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

### マイナンバーの取扱いについて

- ・マイナンバーを、みだりに他人に知らせないようにしてください。
  - ・マイナンバーが記載されている通知カードは、大切に保管してください。
- ※マイナンバー制度に便乗した不審な勧誘および個人情報の取得に注意してください。

## 個人事業税の納期内納付について

平成27年度の個人事業税納税通知書は、8月14日(金)に発送しています。  
第2期分の納期限は11月30日(月)ですので、納期限までに忘れずに納めましょう。  
金融機関やコンビニエンスストアのほか、パソコン、ATMからの納付もできます。詳しくは、宮城県税務課のホームページをご覧ください。

問い合わせ 宮城県気仙沼県税事務所 納税班 ☎24-2531